

平成 30 年 7 月 10 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度「きた北海道小エリア周遊創出事業」委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度 きた北海道小エリア周遊創出事業

2. 事業目的

道央から道北に渡る地域から 5 地域を選定し、外国人観光客をターゲットとした観光資源の発掘と磨き上げを行うとともに、これらの観光資源や基幹交通（鉄道、航空機、都市間バス等）を二次交通で結んだ「小エリア周遊」の構築による小規模な周遊観光地域を確立することで、魅力ある新たな観光地域の創出と道内への外国人観光客の誘客促進を図る。

3. 実施期間 契約締結日～平成 31 年 3 月 8 日

4. 事業者向け説明会

日時：平成 30 年 7 月 19 日（木） 14:00～

会場：公社 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

※出席を希望する場合は、別紙申込用紙により平成 30 年 7 月 17 日（火）17:00までに、メール又は FAX にてお申し込みください。

以 上

担当：北海道観光振興機構 地域支援事業部
観光開発支援グループ 相馬
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：t_soma@visithkd.or.jp

申込用紙

平成 30 年 7 月 17 日 (火) 17:00 必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : t_soma@visithkd.or.jp

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援事業部観光開発支援グループ (担当 : 相馬) 行

平成 30 年度「きた北海道小エリア周遊創出事業」事業者向け説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
部署名 ・ 職 名 ・ 氏 名	部署名	職名	氏名

以上

1. 事業目的

道央から道北にかけての地域から 5 地域を選定し、外国人観光客をターゲットとした観光資源の発掘と磨き上げを行うとともに、これらの観光資源や基幹交通（鉄道、航空機、都市間バス等）を二次交通で結んだ「小エリア周遊」の構築による小規模な周遊観光地域を確立することで、魅力ある新たな観光地域の創出と道内への外国人観光客の誘客促進を図る。

2. 協議会（事業地域）

- (1) 宗谷観光連盟（稚内市、利尻富士町、利尻町、礼文町、豊富町、枝幸町、中頓別町、浜頓別町、天塩町、猿払村、幌延町）
- (2) るもい地域子ども農山漁村交流推進協議会（留萌市、増毛町）
- (3) 道北小型観光周遊ルート協議会（名寄市、美深町）
- (4) 旭川地区観光客周遊促進会（旭川市）
- (5) そらちワイン周遊ルート&グルメ・体験スポット魅力創出推進協議会（岩見沢市、栗山町、三笠市、長沼町）

※ 契約は（原則として）地域ごとに締結する。

3. 事業実施主体及び実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が実施主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 参加資格

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録（第1種又は第2種）を受けていること。
- (3) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 道内に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
 - ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(4) コンソーシアムにおいては、(2) 及び(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～平成31年3月8日

(2) 業務スケジュール (予定)

7月10日 (火)	企画提案募集の公示
7月19日 (木)	事業者説明会
7月24日 (火)	企画提案参加表明締切
7月31日 (火)	企画提案書の提出期限
8月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定
8月中旬	契約締結・業務開始
3月8日 (金)	全事業終了、事業報告書提出、精算

7. 参加表明

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

- (1) 表明期日 平成30年7月24日 (火) 17:00
- (2) 表明内容 「事業者名」、「担当者名」、「連絡先」及び「企画提案する協議会(地域)」
※コンソーシアムを組む場合は、「コンソーシアム名」と「構成員名」も記載すること。
- (3) 表明先 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構観光開発支援グループ(担当:相馬)
TEL 011-231-2900 Email: t_soma@visithkd.or.jp
- (4) 表明方法 電子メールにより参加表明すること。(様式は任意とする。)

8. 委託業務内容

地域の意向を踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は国の「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

- (1) ワークショップの開催(※開催は1地域5回以上とする。)
 - ① 外国人観光客受け入れに係る課題の整理及び対応
 - ② 観光資源の発掘及び磨き上げ
 - ③ 交通機関の検討

- ④ 地域における事業実施体制の整備
- ⑤ 「小エリア周遊」コース（日帰り～1泊程度）の開発（※ 商品開発数は1地域 3以上とする。）
- (2) 外国人観光客受け入れ環境整備
 - ① 外国人観光客の受入に係る研修等
 - ② 受入対象施設の多言語対応（※ 整備する施設数は1地域 5以上とする。）
- (3) 観光コンテンツ等の検証
 - ・ 外国人招請による検証
- (4) 試験販売の実施（※ 必ず利用者に対するアンケート調査を行うこと。）
 - ・ プロモーション・ツール制作
- (5) 地域において持続可能な収益構造の構築に向けた検討
- (6) 状況報告の作成（四半期ごと）
- (7) 事業報告書の作成

9. 予算上限額

32,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※1 地域あたりの上限は6,500千円

10. 企画提案書の記載について

企画提案書の作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機
構発注事業の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、
具体的に記載すること。なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに
記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※ 交通費、宿泊経費、食費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 企画提案書の規格はA4とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能と
する。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (4) 企画提案は地域ごとに提案すること。なお、提案は1地域につき1者1提案までとする。
- (5) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (6) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。

- (7) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの6部）
- (2) 提出期日 平成30年7月31日（火）17:00
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：相馬）
TEL 011-231-2900 Email: t_soma@visithkd.or.jp
- (4) 提出方法 持参又は郵送による
※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

13. 審査方法

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ企画提案書提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 審査は書面審査とする。

14. 審査基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
事業目的に資する内容となっているか。また、地域の意向に配慮したものとなっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。